

所定疾患施設療養費の算定状況

医療法人やわらぎ
介護老人保健施設ゆう

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定新刊療養費の算定状況を公表致します。

<平成 29 年度算定状況（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）>

イ) 肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	3	1	0	2	2	7	2	2	1	3	1	1	25
日数	21	7	0	11	14	36	14	14	6	21	6	7	157

ロ) 尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	2	0	2	2	1	1	0	0	0	0	8
日数	0	0	13	0	10	14	5	3	0	0	0	0	45

ハ) 带状疱疹

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	14

【算定要件】

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日間を限度とし、月 1 回に限り算定するものであって、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定する事は認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は、同時に算定することは出来ないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ) 肺炎
 - ロ) 尿路感染症
 - ハ) 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る。）
4. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際しては、診断、行なった検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算算定開始後は、治療の状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。